添付書類１

医療法第113条第１項に規定する業務があることを証する書類

|  |  |
| --- | --- |
| 医療機関名 |  |

医療法第113条第１項の指定に係る業務の内容（該当する条項を○で囲むこと。）

※長時間従事させる医師が複数おり、それらの医師が携わる医療が別々の場合は、複数選択すること。

第１号　救急医療

第２号　居宅等における医療

第３号　地域において当該病院又は診療所以外で提供することが困難な医療

第１号　救急医療を選択した医療機関にお伺いします。

|  |  |
| --- | --- |
| １．岐阜県保健医療計画において3次救急医療機関として位置づけられていますか。 | |
| □　はい　　→　６へ | □　いいえ |
| ２．岐阜県保健医療計画において２次救急医療機関として位置づけられていますか。 | |
| □　はい | □　いいえ |
| 【２で「はい」を選択した医療機関にお伺いします。】  ３．年間救急車受入台数（※前年１～12月実績） | |
| 台 | |
| 【２で「はい」を選択した医療機関にお伺いします。】  ４．夜間・休日・時間外入院患者数（※前年１～12月実績） | |
| 人 | |
| 【２で「はい」を選択した医療機関にお伺いします。】  ５．岐阜県医療計画において５疾病５事業の確保のために必要な役割を担うと位置付けられていますか。  ※５疾病５事業（がん、脳卒中、心筋梗塞等の心血管疾患、糖尿病、精神疾患、救急医療、災害時における医療、へき地の医療、周産期医療、小児医療） | |
| □　はい | □　いいえ |
| （「はい」と回答した医療機関においては該当する疾病又は事業を記入してください。） | |
| ６．地域医療提供体制の確保の観点からやむを得ず、救急医療に従事する勤務医の時間外労働の上限（960時間）を超えざるを得ない理由を記載してください。 | |
|  | |

第２号　居宅等における医療を選択した医療機関にお伺いします。

|  |  |
| --- | --- |
| １．岐阜県保健医療計画において機能強化型（単独型）在宅療養支援**診療所**として位置づけられていますか。 | |
| □　はい | □　いいえ |
| ２．岐阜県保健医療計画において機能強化型（単独型）在宅療養支援**病院**として位置づけられていますか。 | |
| □　はい | □　いいえ |
| ３．地域医療提供体制の確保の観点からやむを得ず、居宅等における医療に従事する勤務医の時間外労働の上限（960時間）を超えざるを得ない理由を記載してください。 | |
|  | |

第３号　地域において当該病院又は診療所以外で提供することが困難な医療を選択した医療機関にお伺いします。

|  |
| --- |
| １．医療提供の状況について教えてください。（当てはまるもの全てをお選びください。）  ①精神科救急に対応する医療機関である  ②小児救急を提供する医療機関である  ③へき地において中核的な役割を果たす医療機関（へき地医療拠点病院又はそれに準じる役割を担う医療機関）である  ④高度のがん治療、移植医療等極めて高度な手術・病棟管理を行う医療機関である  ⑤児童精神科に対応する医療機関である  ⑥その他 |
| 回答欄：  （その他：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| ２．地域医療提供体制の確保の観点からやむを得ず、地域において当該病院又は診療所以外で提供することが困難な医療に従事する勤務医の時間外労働の上限（960時間）を超えざるを得ない理由を記載してください。 |
|  |